水道料金改定（案）に関する意見（パブリックコメント）募集の結果

募　集　期　間：令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月２３日（金）

意見の提出者数：４人

意見の提出件数：４件

No	意見の内容	市の回答
1	添付資料をみる限り、計画的な水道料金改定（案）に賛成です。 他市に於いては、水道管の老朽化により、地盤沈下がおきています。それに伴い復旧工事により生活水、工場水等の制限がなされ、不便な生活を強いられています。また、緊急工事のための予算計上がなされ市財源にも少なからず悪影響をもたらしているようです。	将来にわたり安心安全な水道を提供するために、今回の料金改定により経常収益（事業収益）を確保し、計画的に更新し、災害に備えてまいります。
2	設備更新等費用が必要なこと、収支赤字は避けるべきは理解できるが、料金値上げが前提の検討になっているのではないか？　値上げ幅の縮小を希望する。 説明会において ・人口減、節水などで使用量減　と説明があったが、総給水量の資料は無い　とのことであった。経費と給水量の比例する部分は経費が減少いるはずだが、説明がなかった。 ・岐阜県内 42 自治体で　料金は中間位と口頭で説明があったが、地形人口等が全く異なる自治体と比較しても意味なし！　高山下呂郡上と比較してどうなのか？と質問してから配布し、外の自治体水道料金比較表を提示してくる。見せるだけ　持ち帰りなしの状況であった。 　高山市は広大で合併時の自治体も多く、水道関連施設も多いはずなのに飛騨市改定案と比較すると２割以上安い。これについて説明、事情調査説明がなかった。 　以上により　今の飛騨市水道部の説明で　納得することはできない。値上げが必要です。将来大変だよ。理解してね。値上げ策ありきの説明会で不誠実だと考える。	有収水量の推移と近隣市の料金比較表は、別添資料として公開いたします。 経費が給水量に比例して減少することにつきましては、給水量減少に伴い電気代や薬品費等は減少するものもありますが、水質検査費、通信費、施設点検・維持更新費など、給水量に比例しない固定経費も多く、経費全体が給水量の減少に比例して一律に少なくなるものではありません。 近隣自治体については、下呂市（令和 6 年度～）、郡上市（令和 7 年度～）で料金改定が行われました。高山市については今のところ料金改定については示されていませんが、各市とも厳しい状況にあります。 決して値上げありきではなく、経費削減に努めた上での苦渋の決断であることをご理解願います。

3	財源、維持は大変だと思いますが、人口が減れば上げるのか？疑問です。飛騨市は、水道代高いです。 電気代もあがり、ガソリンも高いまま、交通の便、買い物もしづらい地域、生活しづらい飛騨だと思う、上げないで欲しいし、本当に高い！	今回の料金改定（値上げ）については、皆様の生活においても物価高騰の最中であり心苦しいところではありますが、将来を見据え、みんなで水道という財産を将来に渡って守っていくため改定であり、9 年度、11 年度と段階的にさせて頂く事が最低限の改定であり、ご理解願います。
4	市民にとって大切な水道事業を安定して維持していくためにと水道料金の 20%値上げ案を提起して見えます。 行政は、市民の暮らしを守ることが最大の任務です。水道料金の値上げは、市民の暮らしを圧迫するものです。ですから料金値上げをどれだけでもしない道がないかという観点からの追求がどれだけなされたのか、こういうことが住民説明会の資料や説明からは伝わってきませんでした。 1、飛騨市の水道事業は、平成 28 年に水道事業企業会計に特別会計の簡易水道事業を併合しました。すなわち簡易水道は特別会計であったものが水道事業企業会計に吸収されて企業会計になったのです。それによって利用戸数が増え、料金収入が増えましたが、それ以上に簡易水道は 17 施設もあるため施設維持費や管理経費に多くおカネがかかるので、水道企業会計に大きな負担が生じています。これは数千万円から 1 億円近くあるのではないかと思いします。 簡易水道特別会計の時は一般会計から 1 億円近く繰り入れられていました。 したがって簡易水道特別会計の時一般会計から繰り入れていた分くらいは一般会計から繰り入れ、また簡易水道との併合前の水道事業の経営状況は好成績だったので、それを持続させ、現金預金も 12 億円もあるのだから面値上げをしなくてすむ。と思います。 2、こうした努力をしながら山間僻地の同じ悩みのある市町村と連携して施設更新などに国、県の補助制度や返済時に優遇制度のある政府債の実現も運動していくことが必要です。 3、そして公共性の極めて高い水道事業を利用者の料金で運営するというやり方を改め、配水管や浄水場などの設備は、公費で賄う昔のような制度に戻すことを関係機関に働きかけていくことが必要です。	今回の水道料金の値上げについては、皆様の暮らしに直結するものであることは重々承知しております。しかし、事業収益を確実に確保して運営しなければ、将来にわたって安心安全な水道をお届けすることができなくなります。説明会資料 P8,9 を参照ください。 従来の簡易水道事業における特別会計から企業会計への移行にあたっては、固定資産の台帳整備と毎年度の減価償却費の計上により、本来の事業コスト（原価）の試算や、老朽化状況を明確にし、持続可能な経営を行うため現金主義、単式簿記から公営企業会計へ移行しました。 水道事業に統合した後も、簡易水道の時期に企業債（借入金）で整備した分については、毎年度の返済額の元金利息を含め、1/2 の額を一般会計から水道事業へ基準内繰入として繰入をしています。 確かに特別会計では、事業費に対して不足する分を受け入れていました（基準外繰入金）が、これは、税金を水道事業に投入する形となるため、この状態を続ける事は、市の他の様々な事業運営におけるサービスの財源を圧迫することになります。 現金預金の 12 億円は、企業債（借入金）の返済元金 9 億円、万が一の災害に備えたものです。説明会資料 P10 を参照ください。 水道事業においては、広域、過疎であればあるほど経営はどうしても厳しい状況になることは十分承知しており、全国的に老朽化施設の更新費用が問題となっています。 飛騨市としても今年度から飛騨地域の首長（飛騨市、高山市、下呂市、白川村）が集まり、国への要望活動を開始しています。補助金の項目や、補助率については、要望活動を行っており、皆様から頂く税金とは切り離した財源で、受益者負担の原則に基づき、水道事業経営を行ってまいりますのでご理解ください。